**2次救急病院に対する「高次脳機能障がい」周知事業（案）**

資料９

　脳血管障がいや外傷性脳損傷で救急搬送された人の中で、後遺症として高次脳機能障がいが起こりうる情報を伝えられないまま退院されることがある。退院後に高次脳機能障がいが出現し、当事者・家族に高次脳機能障がいの情報がないまま、その対応に苦慮し、適切な支援に繋がりにくくなっているという現状がある。

**【当事業の目的】**

急性期病院から直接退院する当事者やその家族が、退院後高次脳機能障がいで困らないよう、退院後に起こりうる後遺症としての高次脳機能障がいを、急性期病院から当事者・家族に周知が行えるようにする仕組みを作る。

**【方法】**

全２次救急の病院（脳外科…府３６、堺４、大阪市２４）に対して、拠点機関（堺市を含む）と本庁で12月をめどに悉皆調査及び依頼を行う。

**【調査及び依頼内容】**

・「高次脳機能障がい」のポスター掲示確認を行い、掲示の徹底を図る。

・各医療機関に高次脳機能障がい普及啓発用パンフレットを配布（１施設あたり100部程度）するとともに、退院時に「高次脳機能障がい」の確定診断の有無にかかわらず配布するよう依頼を徹底する。

・地域連携室等における「高次脳機能障がい」ということそのものの把握度合を調査し、必要に応じてレクチャーを行い地域の向上を図る。

・各圏域に地域支援ネットワークを設定していることを周知するとともに、積極的に参画していただけるよう促す。現状と目的を説明し、退院時に、２次救急病院職員から当事者・家族に対してリーフレットを配り、退院後に後遺症として起こりうるという説明をして貰うよう依頼を行う。

以上のことを行った上で、年度末に配布状況を確認する。